

「更生保護のあり方を考える有識者会議」中間報告 に関する意見募集の結果について

標記中間報告について，平成１７年１２月２８日から平成１８年１月３０日まで意見募集を行ったところ，８４２件の意見が寄せられました。提出された意見については，更生保護のあり方を考える有識者会議における検討の参考資料として使用します。

【中間報告全体について】

中間報告の内容に賛同する意見が多数あったほか，再犯防止の側面が強調されすぎている，規制を強化するだけで改善される問題ではない，再犯のリスクは更生保護だけで負うべきものではない，更生保護制度について積極的に広報し，国民の理解と協力を得る必要がある，更生保護制度の今後の方向・展望が見えないなどの意見もあった。

【中間報告の各論点等について】

第２ 更生保護の現状と当会議の目指す方向

現在の更生保護制度が社会情勢の変化に対応できていないこと，保護司等の民間へ過度に依存していることなどの中間報告の現状認識に賛同する意見が多数あったが，その背景としては保護観察官の貧弱な体制を指摘する意見が多数であった。

また，国民的基盤に支えられた更生保護制度の実現を望む意見が多数あった。

第３ 検討事項について

１ 更生保護の理念等について

再犯防止が主目的であることを法律に明記すべきであるとの意見もあったが，更生保護の基本理念は，犯罪者の改善更生を助けて再犯防止に努めるものであり，これは将来も維持すべきであって，再犯防止のみを強調すべきではないとする意見が多数あった。

３ 保護観察の充実強化について

(１) 保護観察付執行猶予者に対する保護観察の強化

特別遵守事項の設定を可能にしたり転居等を届出から許可に変更して仮出獄者と同様の仕組みに改めるべきであるとの意見，判決前調査を導入すべきであるとの意見が多数あった。

(2) 保護観察からの離脱を許さず、適切に不良措置を講じられるようにするための方策

保護観察対象者の実態把握を容易にするため、生活状況等の報告義務を課すべきであるとの意見、立入・調査・質問権の導入が必要であるとの意見が多数あった。

また、いわゆる不良措置（仮出獄や執行猶予の取消し等の遵守事項違反に対する措置）に関しては、遵守事項の内容を明確にすべきであるとの意見、特別遵守事項を規範性の強い内容にすべきであるとの意見、成績が不良な対象者については、不良措置を速やかにとるべきであるとの意見、不良措置の要件・手続きを緩和すべきであるとの意見が多数あった。

一方で、良好措置も積極的に行う必要があるとの意見も多数あった。

(3) 実効性のある積極的な処遇を可能にするための方策

国民に説明可能な保護観察を行う観点からも、対象者の犯罪傾向等に応じた体系的な処遇プログラムを開発し、その受講を義務付けるべきであるとの意見、覚せい剤事犯の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に簡易尿検査を義務付けるべきであるとの意見、対象者が保護観察官等と接触を保つ義務を明確にすべきであるとの意見、対象者の家族や引受人に対する保護観察官等の指導権限が必要であるとの意見、専門的で幅広い処遇を行うため、外部専門機関と共同で処遇を行ったり処遇を委託する仕組みを構築すべきであるとの意見が多数あった。

(4) 重大再犯のおそれがある者に対する指導監督の充実

保護観察官を主体とする特別部門を設置するなどして、保護観察官による直接処遇体制を強化すべきであるとの意見が多数あった。

(5) 就労支援の充実

再犯防止対策として、就労支援の充実が最大の課題であることを指摘する意見が多数あり、具体的には、協力雇用主を拡充する、大企業等に対象者の雇用を義務付ける、減税措置・補助金の支給・損失の補償等、事業主のインセンティブを喚起する仕組みを講じるなどの意見があった。

(6) 関係機関等との連携

地方公共団体、警察、医療・福祉・教育機関との連携・情報共有が必要であるとの意見、刑事事件記録の活用が必要であるとの意見、刑事司法機関全体で、再犯事件等を検証するシステムが必要であるとの意見が多数あった。

4 仮釈放審理のあり方について

(1) 許可基準のあり方

許可基準を明確化すべきであるとの意見がある一方、明確な基準を策定することは困難であるとの意見があった。

また、満期で出所すれば間違いなく再犯する者であっても保護観察を受けることにより少しでも再犯可能性を低くすることができるのであれば、仮釈放にして保護観察を受けさせるべきであるとの意見があった。

(2) 仮釈放審理のあり方等

仮釈放審理の透明化等を図るため、学識経験者や保護司等の参画を求める意見が多数あった。

また、書面審理の対象を拡大するなどして事務の合理化を図り、重大な事案に十分な面接・審理時間を確保すべきであるとの意見、仮釈放審理の充実のため、矯正施設駐在制度を拡充すべきであるとの意見が多数あった。

さらに、本人に申請権を与える必要はないとの意見、仮釈放申請を棄却した場合には本人にその理由を告知すべきであるとの意見が多数あった。

(3) 犯罪被害者等の意見の取扱い

犯罪被害者等の心情をいかに仮釈放審理に反映させるかが課題であるとの意見が多数あった。

(4) 仮釈放の対象及び時期

仮出獄審理をもっと厳しくすべきであるとの意見が多数ある一方、仮釈放の原則化に賛成であるとの意見も多数あった。

軽微な覚せい剤事犯について、簡易尿検査を義務付けることを条件に早期に仮釈放を認めることについては賛否両論あった。

5 更生保護の担い手のあり方について

(1) 官民協働態勢のあり方

官民協働態勢は今後も維持されるべきであるとの意見、保護観察官と保護司の職務内容・責任を明確にすべきであるとの意見、処遇困難な対象者に対する保護観察官の直接処遇の強化が必要であるとの意見、保護司が保護観察官と24時間連絡が取れる体制を構築すべきであるとの意見が多数あった。

(2) 保護観察官のあり方

研修の充実を図るなどして専門性を向上する必要があるとの意見，職能や専門性による職務分担の導入等組織のあり方について検討する必要があるとの意見，保護観察官が対象者と十分に向き合える余裕が持てるよう，保護観察官の大幅な増員が必要であるとの意見が多数あった。

(3) 保護司制度のあり方

保護司実費弁償金を増額してほしいとの意見，報酬制の導入に反対する意見，保護司組織の運営費等について国費の手当てが必要であるとの意見，保護司適任者の発掘に当たり，地方公共団体や社会福祉団体等の関係機関からの推薦（協力）が必要であるとの意見，保護司法第3条に規定する具備条件を見直す必要があるとの意見，保護司に対する研修の充実が必要であるとの意見，保護司の自宅以外に対象者との面接場所の確保が必要であるとの意見，地方公共団体との連携強化を求める意見が多数あった。

(4) 更生保護施設のあり方

更生保護委託費の増額が必要であるとの意見，更生保護施設の受入れ機能の拡充を求める意見，地方公共団体との連携強化を求める意見，公的な中央施設（更生保護センター）の設置が必要であるとの意見が多数あった。

6 その他

(1) 更生保護に関する法律の整理

更生保護基本法の制定等法律の一本化を求める意見が多数あった。

(2) 犯罪被害者等への支援等

犯罪被害者等への支援の充実を求める意見が多数あった。

(3) 満期出所者等への対応

再犯防止の観点から，満期出所者に何らかの対応（公的指導を実施する，希望者に各種処遇プログラムを実施したり，住居や就労の確保，経済的支援を行う等）が必要との意見が多数あった。

(4) 民間の活動による出所者等の内面に届く働き掛けの助長

賛成との意見が多数あった。